

特定粉じん排出等作業実施届出書の提出について

令和 2 年 7 月

秋田市環境保全課

目次

1	届出義務者	1
2	届出が必要となる工事	1
3	届出の提出時期	1
4	届出の方法	2
	(1) 届出様式	2
	(2) 提出部数	2
	(3) 届出書の作成要領	2
	(4) 届出に必要な書類	2
5	作業基準	2
6	濃度測定	3
7	立入検査	3
8	完了報告書	4
	< 届出・お問い合わせ先 >	4

添付書類

- ・ 添付－1 届出記入例
- ・ 添付－2 届出添付資料一覧
- ・ 添付－3 完了報告書添付書類

特定粉じん排出等作業の実施の届出について

大気汚染防止法に基づき、吹付け石綿*（レベル1）および石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（レベル2）などの特定建築材料が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合には、届出および作業基準を遵守する必要があります。

※ 石綿とは、建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調整に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるものをいいます。

1 届出義務者

特定粉じん排出等作業を伴う建築物等の解体、改造、改修作業を行う発注者又は自主施工者

2 届出が必要となる工事

レベル1およびレベル2の特定建築材料を使用している建築物等の解体・改造・補修する作業を伴う工事

3 届出の提出時期

作業開始の日の14日前まで（図参照）。

なお、作業開始の日とは、飛散防止のための作業を開始する日をいいます。石綿除去のために足場を組む事や、養生を開始する日を含みます。

日	月	火	水	木	金	土
		1 届出提出	2 1	3 2	4 3	5 4
6 5	7 6	8 7	9 8	10 9	11 10	12 11
13 12	14 13	15 14	16 作業開始	17	18	19

図：届出日と作業開始日

4 届出の方法

(1) 届出様式

「特定粉じん排出等作業実施届出書」を提出してください。様式は秋田市ホームページからダウンロードすることができます（末頁参照）。

(2) 提出部数

正本とその写しを提出してください。写しは正本のコピーでも可とします。なお、写しは返却されませんので、事業所の保存のために控えが必要な場合は別途準備してください。

(3) 届出書の作成要領

届出書の記入例を添付－１に示しています。また、届出書の作成・提出などが円滑に行われるように、届出書提出前の事前相談を実施しています。届出書に不備があるために工期が遅れることがないように、ご活用ください。

(4) 届出に必要な書類

届出には、添付－２の添付資料が必要です。不備があった場合には修正をお願いすることがあります。

5 作業基準

建築物又は工作物の解体等によって生じる石綿の飛散を防ぐために、法令に定める作業基準を遵守してください。

当課では、届出書および添付資料から作業基準が遵守されているか確認し、後日立入検査を行います。

6 濃度測定

特定工事を行う工事現場における濃度測定は、集じん装置により作業場内を負圧にする場合には下表を参考に濃度測定を行ってください。

表：濃度測定時期と測定場所について

	アスベストモニタリングマニュアル	既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説
測定時期 測定場所	1 除去作業中 ① 集じん・排気装置排気口 ② セキュリティゾーン入口 ③ 作業が実施される施設の直近で、多数の人の通行等がある場所	1 除去作業前 ① 施工区画周辺 ② 敷地境界 ③ 作業場内 2 除去作業中 ① 集じん・排気装置排気口 ② セキュリティゾーン入口 ③ 隔離の外側周辺 ④ 施工区画周辺 ⑤ 敷地境界 3 除去作業後 ① 作業場内 ② 施工区画周辺 ③ 敷地境界

(アスベストモニタリングマニュアル、既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説より抜粋)

7 立入検査

除去作業開始前に、当課が立入検査を実施しますので検査希望日をお知らせください。立入検査において作業基準を遵守していると認められた場合に、除去作業の行程へ進むことができます。

なお、石綿含有仕上塗材については選定した処理工法で塗材の除去が可能である事を確認するため、事前に湿潤剤又は剥離剤を塗布し、除去可能な日にちをお知らせください。

8 完了報告書

作業終了から1か月以内に完了報告書を提出してください。提出部数は1部です。控えなどが必要な場合は、別途ご用意ください。様式は環境保全課のホームページからダウンロードすることができます（下記参照）。

届出時に必要な添付資料は、添付-3を参照してください。

【秋田市環境保全課 届出様式ダウンロードページ】

[https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/
recycle/1006072/1010239.html](https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006072/1010239.html)

ページ番号：1010239



<届出・お問い合わせ先>

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市環境部環境保全課 調査指導担当

TEL: 018-888-5711

FAX: 018-888-5712

メールアドレス: ro-evpl@city.akita.lg.jp

届出書記入方法

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

① 秋 田 市 長 殿

② 届出者 秋田市山王一丁目〇-〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 秋田 太郎
電話番号 018-888-〇〇〇〇

③ 印

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

④	特定工事の場所	秋田市山王一丁目〇-〇 (特定工事の名称) 〇〇〇〇ビル解体工事	
⑤	特定工事を施工する者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏 名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 秋田市御所野元町一丁目〇-〇	
⑥	特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（次項を除く） 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業 〇〇（件）	
⑦	特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日	※整理番号 ※受理年月日
⑧	特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果
⑨	特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。	
	特定建築材料の使用面積	1,340m ²	
	特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。	
⑩	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 650m ² （地上2階建） その他工作物	※備考
考	特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社〇〇 現場代理人 〇〇 〇〇 電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
項	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	有限会社〇〇〇〇 現場代理人 〇〇 〇〇 電話番号 080-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

① 宛 先 秋田市長宛て

② 届 出 者

- ・ 発注者または自主施工者
- ・ 法人の場合はその代表者又は代表権を委任されている者

③ 印

- ・ 法人の場合：私印や社印ではなく、職印（登記された代表社印、支店長印等）を押印す
 - ・ 個人の場合：私印を押印する。
- ※ 申請者の自署により押印を省略できる（備考5）。

④ 特定工事の場所

- ・ 工事の場所(住所を含む)および工事名を記入する。
- ・ 添付資料の記載も統一すること。

⑤ 施 工 者

- ・ 工事の施工者を記入する。
- ・ 下請業者に工事を委託している場合でも、元請業者を記入する。

⑥ 特定粉じん排出等作業の種類

- ・ 建築物等の棟数および作業工法ごとに計上する。

⑦ 実施期間

- ・ 足場の組立て等を含めた作業区画の隔離、集じん機等の設置から撤去等の飛散防止のための作業期間

⑧ 特定建築材料の種類

- ・ 断熱材：主に煙道などに使用される。
- ・ 保温材：主にボイラー缶体、配管などに使用される。

⑨ 特定建築材料の使用面積

- ・ 使用面積の合計となる。

⑩ 対象となる建築物等の概要

- ・ 延べ面積は作業の対象となる建築物等の床面積の合計

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

11	特定建築材料の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他
12	集じん・排気装置 機種・型式・設置数	負圧集じん機H2000HPA 4台
	排気能力 (m ³ /min)	47.2 m ³ /min (1時間当たり換気回数4回)
13	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	HEPAフィルタ 0.3 μmの粒子に対して99.97%以上
	使用する資材及びその種類	
14	その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

⑪ 特定建築材料の処理方法

- ・ 当該届出工事の特定粉じんの処理方法を選択する。

⑫ 集じん・排気装置

- ・ 工区ごとに設置する装置の型式・設置数を明記する。枠内で収まらない場合は別紙を用いて記入する。
- ・ 設置する装置が複数種類ある場合は、それぞれについて記入する。
- ・ 該当しない場合には斜線で欄を削除する（例2参照）。

⑬ 使用する資機材及びその種類

- ・ 湿潤材・固化剤等の薬液、隔離用シート・接着テープ等の使用する資材および種類・名称等を記載する（備考2）。

⑭ その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法

- ・ 大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上（備考3）の効果を有する装置」の内容、湿潤化等の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載する。
- ・ 該当しない場合は斜線で欄を削除する（例3参照）。

届出書添付資料

添付-2

	添 付 資 料		備 考	参 考
1	施工要領		<ul style="list-style-type: none"> 一連の除去作業の方法がわかるもの 作業フロー図など 	大気汚染防止法施行規則第16条の4
2	敷地図		建築物等、保管庫、掲示板の設置場所それぞれの位置が分かるもの	大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項
3	周辺地図			
4	建物図面	特定建築材料 使用状況図面	解体建築材料が使用されている部分および除去部分がわかるもの	大気汚染防止法施行規則第16条の4
5		養生図	平面図：養生範囲、更衣室等資機材の配置状況がわかるもの 立面図：養生シート厚さ、立ち上がりの有無などがわかるもの	
6	作業工程表		飛散防止のための作業（足場掛けおよび養生など）の開始から終了までの工程がわかるもの	大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項 （秋田市廃石綿等の適正な処理の推進に関する要綱第4条2）
7	管理体制表		施工業者、下請負人の現場代理人の連絡先が記載されていること	大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項
8	緊急連絡先			
9	作業における点検表		デジタル粉じん計による集じん・排気装置の稼働状況の記録表など	秋田市建築物の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱第8条
10	大気汚染防止法に基づく掲示板の写し		当該工事の内容を記入したもの	大気汚染防止法第18条の17第4項
11	使用資材のカatalog等			
12	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し		許可の期限に注意する	（秋田市廃石綿等の適正な処理の推進に関する要綱第4条2）
13	作業における日報		日時、作業内容、作業員、廃石綿袋の数等が分かる様式	秋田市建築物の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱第8条
14	特定建築材料の有無の判定根拠となる資料		<ul style="list-style-type: none"> 設計図書や分析結果等 速報でも可 	秋田市建築物の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱第4条
15	石綿濃度測定		測定時期と測定箇所が分かるもの	秋田市建築物の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱第7条

特定粉じん排出等作業完了報告書添付書類一覧

秋田市建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱

第10条関係

- 特定粉じん排出等作業完了報告書
(環境保全課HPからダウンロード)

- 工程表
(実施届出時と実際の工程が比較できるもの)

- 作業日報
 - 作業員名
 - 作業時間、作業内容
 - 排出した廃石綿袋種類、数量

- 記録写真

- デジタル粉じん計による粉じん測定記録

- 特定粉じん濃度測定結果
 - 濃度測定場所の位置図

- 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

※ 除去作業完了後、1か月以内に提出をお願いします。